

厚生労働省

○経済産業省令第三号

環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十五号）の一部の施行に伴い、P F O S又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九條の表P F O S又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 中川 雅治

P F O S又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九條の表P F O S又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令を廃止する省令

P F O S又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九條の表P F O S又はそ

の塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年
厚生労働省
環境省
経済産業省
省

令第四号）は、廃止する。

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。